

がん登録推進法の手引き



令和4年9月

愛媛県保健福祉部 健康増進課



< 目次 >

1.がん登録の概要

2.全国がん登録の整備

3.全国がん登録の利活用

4.法律上の義務と罰則



1.がん登録の概要

がん登録の定義（法第2条）

全国がん登録

国が、病院等から都道府県を通じて届出されたがんの罹患・診療・転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること

院内がん登録

病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において行われたがんの罹患・診療・転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

※上記のほか、学会等が主体となってデータを収集している「臓器がん登録」があります。



1.がん登録の概要

がん登録の基本理念（法第3条）

- (1)全国がん登録による広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する。
- (2)院内がん登録に対して、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る。
- (3)がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る。
- (4)民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元する。
- (5)がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護。

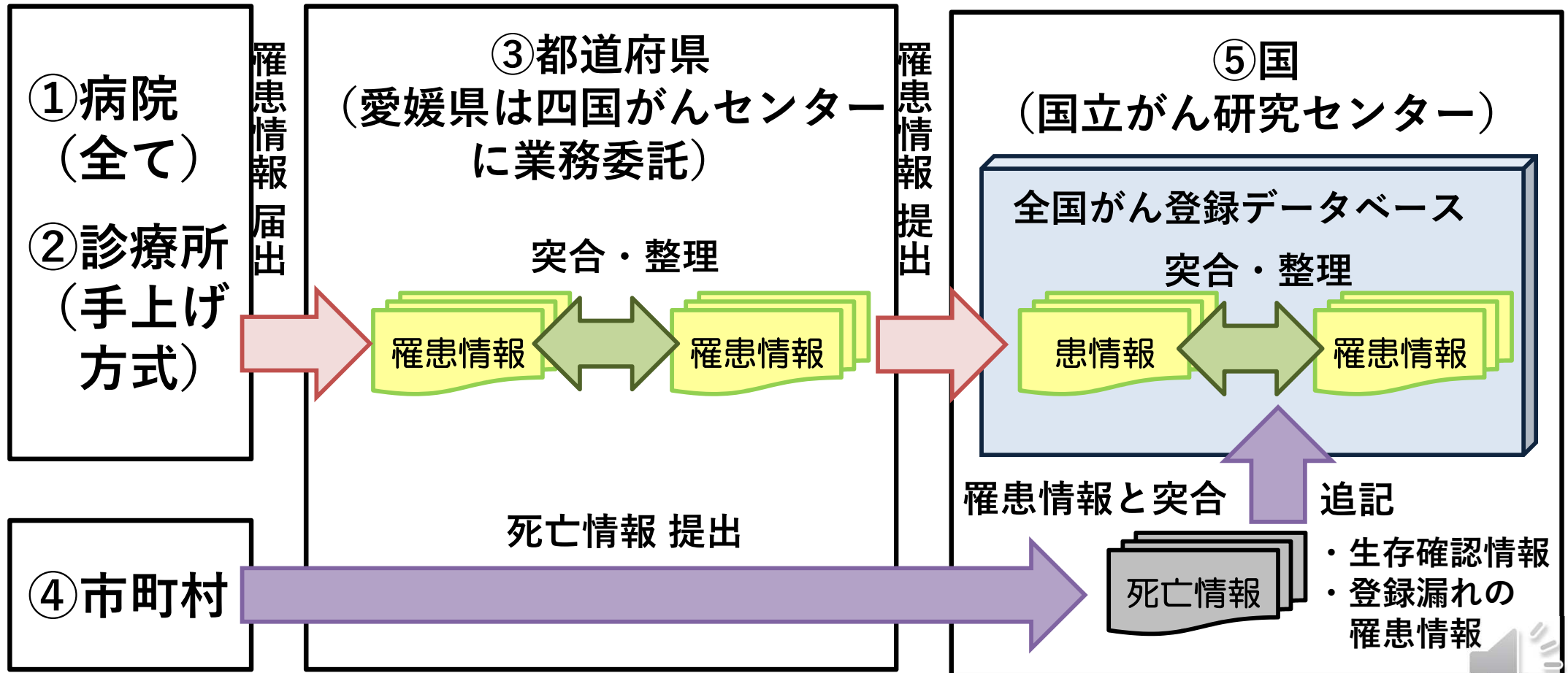
罹患状況等の正確な情報をがん医療の質の向上につなげて、国民に還元することが目的なんだね。



2.全国がん登録の整備

関係者相互の連携及び協力（法第4条）

全国がん登録の情報収集・記録フロー図（法第8～16条）



2.全国がん登録の整備

医療機関の役割（法第6条）

法第6条第1項要約

病院又は指定された診療所①の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき②は厚生労働省令で定める期間内③に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

愛媛県では、登録業務を受託している四国がんセンターのがん登録室に届け出をお願いします。



(注釈)

- ①病院は全て、診療所は手上げして、都道府県知事に指定された診療所
- ②転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む
- ③当該がんの自施設診断日として定める日の翌年末まで

例) 診断日が2018年1月10日	届出期限	2019年12月31日
2018年12月28日	届出期限	2019年12月31日



2.全国がん登録の整備

愛媛県がん登録室(四国がんセンター内設置)について

愛媛県では、全国がん登録に関する業務（病院等からの罹患情報届出の受理、審査、集計、解析ほか）を独立行政法人国立病院機構四国がんセンターに業務委託して実施しています。

業務を実施している四国がんセンター内のがん登録室では、がん登録推進法や愛媛県がん情報管理要領等の諸規定に従い、登録された罹患情報の漏洩が起こらないよう、セキュリティ面に特に配慮して安全管理を行っていますので、安心してデータをご提出ください。



2.全国がん登録の整備

届出がなされなかった場合（法第7条）

- 1 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。



診療所は対象外だよ。



3.全国がん登録の利活用

収集された全国がん登録の利用（法第17～22条）

※情報を利用する者は所定の様式で都道府県に申請

- 国や地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
- がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供
- 都道府県がんデータベースの整備
（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）
- 届出を行った病院等への生存確認情報の提供

**有識者による
会議で審議が
必要**

（愛媛県生活習慣病
予防協議会
（がん登録部会））

有識者会議の審議は不要

留意点

- 情報の受領者には、適切な管理、目的外利用の禁止、秘密漏示等の罰則、開示請求の否認が求められる
- 研究者への非匿名化情報の提供は、患者本人の同意が必要



3.全国がん登録の利活用

病院等への生存確認情報の提供（法第20条）

法第20条要約

都道府県知事は、区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（省令で定める生存確認情報及び附属情報に限る。）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。



ただし、情報の提供にあっては、事前に、適切な管理や目的外利用の禁止、秘密漏示防止への対策（情報管理規程の整備、情報を扱う施設や電子機器の管理徹底等）を整えておくことが求められます。



3.全国がん登録の利活用

愛媛県がん登録室の主な情報管理体制について

① がん登録の業務に従事する者の限定

がん登録業務に従事する職員を限定し、個人情報が付加されているがん登録データの入出力や加工については、当該業務従事者のみが入室可能な電子施錠で管理された部屋で実施しています。

② がん登録に用いる電子機器類の秘密漏洩防止措置

がん登録に使用する電子機器類（パソコン）については、ログインパスワードの設定やウイルス対策ソフト、FW等の導入はもとより、外部ネットワークから独立した環境で運用するとともに、チェーン固定による物理的な盗難防止の措置をとっています。

③ がん登録に関するデータ、印刷物等の保管

がん登録情報を含む電子媒体や印刷物は、施錠可能な部屋に設置された鍵付きのキャビネットに保管しています。

愛媛県がん登録室は「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル第3版」に従って業務を実施しています。（別途、各医療機関にも配布します）



がん登録情報を扱うときの参考にしてね。



4.法律上の義務と罰則規定

条項	対象	義務
第28条 第1～6項	<ul style="list-style-type: none">・国(県)の職員・審議会の委員	国(県)の職員、審議会の委員は、その事務に関して知り得た全国(都道府県)がん情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

違反した場合

条項	罰則
第52条	2年以下の懲役または100万円以下の罰金

がん登録推進法では、全国がん登録の利用に関する個人情報の漏洩や目的外利用をした場合の罰則が設けられている。行政職員や医療関係者は情報の適切な管理を心がけようぜ。



4.法律上の義務と罰則規定

条項	対象	義務
第28条 第5,6項	がん登録事務の 受託事業者	がん登録事務の受託事業者は、その事務に関して知り得た全国（都道府県）がん情報に関するがんの罹患等の秘密、その他その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

違反した場合

条項	罰則
第53条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金

4.法律上の義務と罰則規定

条項	対象	義務
第29条 第1～6項	<ul style="list-style-type: none">・国(県、市町)の職員・審議会の委員・がん登録事務の受託事業者	国(県、市町)の職員、審議会の委員、がん登録事務の受託事業者は、その事務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
第34条	がん登録情報の受領者	がん登録情報の受領者が、匿名化が行われていない情報の提供を受けた場合、その情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

違反した場合

条項	罰則
第54条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金



4.法律上の義務と罰則規定

条項	対象	義務
第28条 第7項	病院等の届出業務の従事者	病院等の届出業務の従事者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

違反した場合

条項	罰則
第55条	6か月以下の懲役または50万円以下の罰金

個人情報を守るための
情報管理手順や職場環境
をしっかり整えておきましょう。



4.法律上の義務と罰則規定

条項	対象	義務
第38条 第2,3項	がん登録情報の 受領者	大臣（知事）は、がん登録情報の受領者に対して、情報の適正な管理や利用制限における違反を是正するための勧告を行う。

勧告に従わなかった場合

条項	罰則
第56条	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

4.法律上の義務と罰則規定

条項	対象	義務
第34条	がん登録情報の受領者	がん登録情報の受領者が、匿名化が行われている情報の提供を受けた場合、その情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

違反した場合

条項	罰則
第57条	50万円以下の罰金

第34条では、匿名化が行われていない情報の提供を受けて漏洩や不適切な利用があった場合、さらに1年以下の懲役が科される可能性もあるぞ。
(3ページ前を参照)



4.法律上の義務と罰則規定

条項	対象	義務
第36条	がん登録情報の受領者	大臣（知事）から求められた場合は、がん登録情報の取り扱いに関する報告をしなければならない。

違反した場合

条項	罰則
第58条	30万円以下の罰金

なお、罰則規定は、日本国外において秘密漏示するなどした場合でも適用される【法第59条】ほか、法第56, 58条の罰則については違反した本人のみならず、本人が所属する法人（代表者を置く任意団体含む）に対しても罰金刑が科されます。【法第60条】